

## 社会福祉法人 平和の聖母 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平和の聖母における理事、監事、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員等（以下：役員等）の報酬について定めるものである。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第2条 役員等が理事会、評議員会、第三者委員会及び評議員選任・解任委員等（以下：役員会等）に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 役員等が評議員会に出席したときは、表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。  
なお、同一日に開催された役員会等に出席したときは、他の役員会等の出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて他の法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

表1

区 分	報酬及び実費弁償費	源泉徴収税額	支 払 額
久留米市在住	11,137円	1,137円	10,000円
久留米市近郊在住	14,478円	1,478円	13,000円
福岡市及び近郊在住	16,705円	1,705円	15,000円

(出張旅費)

第3条 役員等が、法人業務のため出張する場合の業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年1月1日より適用する。
2. この規程は、平成30年3月29日に一部改正し、平成30年3月20日より適用する。